

第11次港区交通安全計画（素案）について

1 目的（P1～P2）

区は、交通事故等交通災害から区民の生命を守り、安全で快適な暮らしを確保し、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）（以下「基本法」といいます。）に基づき、昭和48年以降、10次にわたり交通安全計画を策定してきました。

令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする第11次港区交通安全計画ではSDGs（持続可能な開発目標）への貢献など社会課題の解決に資するとともに、高齢者と子どもや自転車が関与する事故や港区特有のタクシーが関与する事故の防止等に重点を置いた取組を推進し、「交通事故のない世界一安全なまち港区」の実現を目指します。

2 第11次港区交通安全計画の目標について（P8～P9）

区内の交通事故負傷者数（警視庁「区市町村別交通人身事故発生状況」）については、10年前の平成23年の2,128人から、5年前の平成28年は1,321人となり、毎年、減少を続けていましたが、平成29年以降は、コロナ禍の影響を受けた令和2年を除き、1,400人程度で推移しています。

こうしたことを踏まえ、区内における交通事故及び死傷者の発生の更なる抑止を図るため、目標は以下のとおりとします。

<目標>

毎年の交通事故死亡者数0（ゼロ）を目指すとともに交通事故負傷者数1,000人以下を目指します。

3 重点課題と課題に対する取組について（P10～P19）

交通安全計画の目標達成のために、港区の交通環境の変化や新しい生活様式の定着、様々な小型モビリティの導入などの社会変化を踏まえ、前計画までの重点課題に加え「新しい日常・サービスに対応した交通安全対策の推進」を新たに追加します。

また、東京都の条例で義務化された自転車乗車時のヘルメットの着用促進、自転車損害賠償保険の加入促進に関する取組等を行います。

<重点課題>

- (1) 高齢者と子どもの交通安全の確保
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) タクシー事故の防止
- (4) 二輪車の事故等の防止
- (5) 飲酒運転の根絶
- (6) 新しい日常・サービスに対応した交通安全対策の推進（新規）

4 実施する施策（P20～P42）

6つの重点課題を解決するための具体的施策として以下の6つを掲げ、実効性のある交通安全対策を推進します。

<重点課題に対応する施策>

（1）道路交通環境の整備（P20～P24）

（施策の一例）

施策1-2-(2) 信号機の改良（警察署）

- ・ 高齢者や身体障害者等の歩行の安全を確保するため、横断用の押しボタンを押すことで歩行者の青横断時間の延長ができる「歩行者感応制御式信号機」、残り時間を表示する「ゆとりシグナル」、歩行者と車両の通行を時間的に分離する「歩車分離式信号機」、視覚障害者へ音によって歩行者用青信号の表示を知らせる「音響式信号機」等の整備を推進します。

（2）道路交通秩序の維持（P25～P29）

（施策の一例）

施策2-3-(5) 放置自転車の撤去（区）

- ・ 自転車等駐車を整備し、放置禁止区域に指定した鉄道駅周辺に指導員を配置し、自転車等駐車の利用促進と放置防止のための声掛けを行います。歩行の障害となる放置自転車等の撤去を粘り強く続け、自転車等駐車の利用を周知します。

（3）交通安全意識の普及徹底（P30～P37）

（施策の一例）

施策3-1-(5) 事業者に対する交通安全教育（区・警察署）

- ・ 事業所を中心とした各種安全運転講習会を実施するほか、安全運転管理者、運行管理者等を通じた安全教育活動を推進します。

施策3-4-(5) デリバリー目的の自転車利用者に対する普及・啓発（区・警察署）

- ・ デリバリー目的の自転車利用者に対して、その事業形態に応じて、事業者とも連携しながら、チラシや、SNS（Twitter等）などの様々な広報媒体による普及、啓発に努めます。

施策3-4-(6) 新たなモビリティ利用者等に対する普及・啓発（区・警察署）

- ・ 電動キックボードをはじめとした新たなモビリティ利用者、事業者、販売店に対して、交通ルールの普及、啓発に努めます。

（4）安全運転と車両の安全性の確保（P38～P39）

（施策の一例）

施策4-1-(2) 自転車利用者のヘルメットの着用促進（区）

- ・ 児童又は幼児が自転車損害賠償保険に加入した場合に、ヘルメット購入にも使える商品券を提供する仕組みを検討し、ヘルメット着用を促進します。

（5）救助・救急と被害者支援（P40）

（施策の一例）

施策5-2-(2) 自転車損害賠償保険等への加入促進（区・警察署）

- ・ 自転車利用者が加害者となり、高額の損害賠償責任を負う事例が発生しているため、自転車損害賠償保険の普及を推進します。自転車利用者や業務で自転車を使用する事業者による自転車損害賠償保険への加入等を推進します。

(6) 災害発生時における道路交通対策 (P41~P42)

(施策の一例)

施策6-1-(2) 電線類の地中化の推進 (国・東京都・区)

- ・ 都市防災機能の向上や安全な歩行空間の創出、質の高い都市景観の形成を図るため、道路の構成や沿道状況等に合わせ、電線類の地中化を推進します。

5 計画期間について (P8)

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

6 検討経過 (P43)

令和3年7月14日	港区交通安全連絡協議会幹事会
令和3年8月10日	港区交通安全連絡協議会幹事会
令和3年9月3日	港区交通安全連絡協議会

7 今後のスケジュール (予定)

令和3年12月15日から令和4年1月17日まで

パブリックコメントの実施 (1か月間)

令和4年	1月中旬	港区交通安全連絡協議会幹事会
	1月下旬	港区交通安全連絡協議会
	2月上旬	交通・環境等対策特別委員会へ区民意見募集結果報告
	2月中	「第11次港区交通安全計画」策定

第11次 港区交通安全計画（素案） 概要版

令和3年12月14日 資料No.1-2
交通・環境等対策特別委員会

第1部 総論 P1~P9

第1章 基本的事項 P1~P2

■計画策定の背景及び視点 P1~P2

●区では、交通事故等交通災害から区民の生命を守り、安全で快適な暮らしを確保し、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和48年以降10次にわたり交通安全計画を策定してきました。

●この計画はSDGs（持続可能な開発目標）の実現と港区内における道路交通の安全に関する諸施策の大綱です。



国の第11次交通安全基本計画及び東京都の第11次東京都交通安全計画に基づき策定します。

●区内における道路交通の安全に関する諸施策の大綱として、「交通事故のない世界一安全なまち港区」の実現を目指します。

第2章 港区の道路・交通事故状況 P3~P7

■港区の交通事故状況 P4~P7

	前計画策定時 平成28(2016)年	令和2(2020)年
高齢者と子どもの交通事故死傷者数	高齢者:122名 (死者1、重傷者4、軽傷者117) 子ども:42名 (死者0、重傷者0、軽傷者42)	高齢者:105名 (死者1、重傷者11、軽傷者93) 子ども:45名 (死者1、重傷者2、軽傷者42)
自転車の交通事故死傷者数	256人	259人
タクシー関与の交通事故件数	560件(関与率38.4%) ※都内の関与率の平均13.9%	319件(関与率27.9%) ※都内の関与率の平均9.9%
二輪車(自動二輪、原付)の交通事故件数	246件 (全事故件数に対する構成比10.5%)	191件 (全事故件数に対する構成比10.6%)
飲酒運転件数	0件(都内202件)	0件(都内151件)

第3章 第11次港区交通安全計画の目標 P8~P9

目標: 毎年の交通事故死亡者数0(ゼロ)を目指すとともに交通事故負傷者数1,000人以下

計画期間: 令和3年度から令和7年度までの5か年

第2部 重点課題と課題に関する取組 P10~P19

●港区の交通状況の現況を踏まえ、第10次港区交通安全計画での**重点課題(①~⑤)の対応を維持**しながら、**重点⑥「新しい日常・サービスに対応した交通安全対策の推進」として、デリバリーを目的とした自転車利用者に対する指導等の新しい課題に対応した交通安全対策の推進**を基本として重点課題と関連する取組を設定しました。また、**ヘルメットの着用促進、自転車損害賠償保険の加入促進**といった取組を**拡充**します。

- 重点課題**
- ① 高齢者と子どもの交通安全の確保
 - ② 自転車の安全利用の推進
 - ③ タクシー事故の防止
 - ④ 二輪車事故等の防止
 - ⑤ 飲酒運転の根絶
 - ⑥ 新しい日常・サービスに対応した交通安全対策の推進

重点課題	重点課題に関する主な取組	前計画から の変更点	本編 ページ
① 高齢者と子どもの交通安全の確保	高齢者と子どもへの交通安全対策	更新	P10
	高齢運転者の交通安全対策	継続	P11
	交通安全教育の推進	継続	P11
	通学・通園時における交通安全の確保	新規	P12
② 自転車の安全利用の推進	教育・啓発の推進	更新	P13
	指導取締りの強化	継続	P14
	自転車の安全性の確保	拡充	P14
	放置自転車対策の推進	継続	P15
③ タクシー事故の防止	自転車利用環境の整備	継続	P15
	損害賠償保険等への加入促進	拡充	P15
	教育・啓発の推進	継続	P16
④ 二輪車事故等の防止	指導取締りの強化	継続	P16
	道路交通環境の整備	継続	P17
⑤ 飲酒運転の根絶	教育・啓発の推進	継続	P17
	指導取締りの強化	継続	P17
⑥ 新しい日常・サービスに対応した交通安全対策の推進	広報啓発活動の充実・強化	継続	P18
	指導取締りの強化	継続	P18
	オンライン教育ツールの活用	新規	P19
	教育手法の見直し	新規	P19
	新たなサービスの利用者への交通安全対策	新規	P19

第3部 実施する施策 P20~P42

●交通安全対策の具体的な行動を定めます。各施策には重点課題に対する取組も含まれています。

分野	施策
第1章 道路交通環境の整備	P20 ~ P24 ・道路の整備(道路等の公共施設のバリアフリー化等) ・交通安全施設等の整備(標識・標示の整備等) ・その他の道路交通環境の整備(橋りょうの計画的な整備等) ・自転車利用環境の整備(自転車走行空間整備の促進等)
第2章 道路交通秩序の維持	P25 ~ P29 ・交通実態に対応した交通規制の推進(高齢者対策等) ・都市交通機能確保のための交通対策(路線バスの優先対策等) ・放置自転車対策の推進(自転車等駐車場の整備等) ・指導取締りの強化(タクシー事故防止、自転車・電動キックボード・小型モビリティに対する指導強化等)
第3章 交通安全意識の普及徹底	P30 ~ P37 ・生涯にわたる交通安全教育の推進(学校等における交通安全教育等) ・通学・通園時における交通安全の確保(通学路の安全の確保等) ・地域社会における交通安全意識の高揚(地域の交通安全組織の拡大と育成) ・交通安全に関する広報活動の充実(様々な広報媒体による広報活動、電動キックボード等の新モビリティ利用者等の普及啓発等)
第4章 安全運転と車両の安全性の確保	P38 ~ P39 ・安全運転の確保(自転車利用者のヘルメットの着用促進、自転車の点検整備の啓発等)
第5章 救助・救急と被害者支援	P40 ・救助・救急体制の整備(救助・救急活動技能の向上等) ・交通事故被害者の支援(子どもの自転車損害賠償保険等への加入等)
第6章 災害発生時における道路交通対策	P41 ~ P42 ・災害に強い交通施設等の整備(電線類の地中化の推進等) ・災害発生時の対策(緊急通行車両等の交通の確保等)